

仕 様 書			
品 名	カタログ品共通仕様書	仕様書番号	
		作成年月日	令和3年6月4日
		変更年月日	
		防衛研究所特別研究官(国際交流・図書担当)	

1 総則

(1) 一般事項

この仕様書は、防衛研究所で使用するカタログ品の調達について規定する。カタログ品の仕様は、箇条2(2)に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

(2) 用語の意義

本仕様書にある「支出負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官又は契約担当官及びその補助者のことをいう。

2 製品に関する要求

(1) 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

(2) 特別な要求

特に必要な場合は記載する。

3 出荷条件

製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。

4 検査

検査は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5 グリーン購入法の遵守について

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6 配送車両について

(1) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、または使用させること。

(2) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

7 その他

(1) 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとする。

(2) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償すること。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。

防衛研究所仕様書

品名	アルミパーテーション調達及び既存品移設	作成	特別研究官 (国際交流・図書担当)	
1. 適用範囲 この仕様書は、防衛省防衛研究所に設置するアルミパーテーション等について規定する。				
2. 調達物品 調達物品は表1のとおり。				
表1－調達物品				
番号	品名	品番	数量	備考
1	アルミパーテーション (ランマアキパネル)	LION LNP-0926-OP KOKUYO API-COP0927BKSO 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	6台	
2	アルミパーテーション (ランマアキパネル)	LION LNP-1226-OP KOKUYO API-COP1227BKSO 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	1台	
3	アルミパーテーション (ランマアキ腰上ガラス パネル)	LION LNP-0926-OGP KOKUYO API-COGLP0927BKSO 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	5台	
4	アルミパーテーション (ランマアキ片開きド ア)	LION LNP-0926-KOD KOKUYO API-CODG127BKSO 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	1台	
5	エンドポスト	LION LNP-26EP	1本	
	コンポーネントパーツ	KOKUYO API-OKD27 ×2、API-01W27 ×10、 API-02W27 ×2、ASPEC-RT25S ×5 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	1式	
3. 調達物品・設置に関する要求 前項の調達物品をF2棟3階図書運営班事務室(付図第1(1/4)のCエリア)において、付図第3のとおり官が指定する場所に組立・設置(水平調整を含む。)を実施する。				
4. 既存品移設・設置に関する要求 対象物品及び移設場所は表2のとおり。				

表 2 - 移設対象物品

番号	対象物品	現状の場所	移設後の場所	備考
1	鋼製両袖デスク	付図第 1 の A エリア	付図第 2 の C エリア	
2	肘付チェア			
3	鋼製ロッカー (一人用)			
4	鋼製壁面収納庫 (腰高)			
5	鋼製壁面収納庫 (腰高)			
6	鋼製壁面収納庫 (腰高)			
7	鋼製壁面収納庫 (腰高)			
8	鋼製ロッカー (一人用)	付図第 1 の B エリア	付図第 2 の A エリア	
9	鋼製ロッカー (二人用)			
10	鋼製ロッカー (二人用)			
11	鋼製ロッカー (二人用)			
12	鋼製壁面収納庫	付図第 1 の C エリア	付図第 2 の B エリア	
13	鋼製壁面収納庫 (上置) 鋼製壁面収納庫 (二段重)			
14	冷蔵庫			
15	鋼製壁面収納庫		付図第 2 の A エリア	
16	鋼製壁面収納庫			
17	鋼製壁面収納庫			
18	鋼製壁面収納庫			
19	鋼製壁面収納庫			

表 2 の番号 1 ~ 19 までの対象物品を、付図第 1 の場所から付図第 2 の官が指定する場所に移設する。

5. 納 期

令和 3 年 9 月 30 日

6. 検 査

設置状況について目視検査を実施する。

7. その他

- (1) 調達物品の設置及び既存品移設の際は転倒防止施策を行うこと。
- (2) 設置作業に必要な資器材等は、契約相手方が準備するものとする。
- (3) 施設保護のため必要に応じ、養生敷設を行うこと。
- (4) 発生材は契約相手方の責において処分するものとする。
- (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。